

消費者契約法に基づく内閣総理大臣の処分に係る標準処理期間

内閣府 国民生活局

平成19年6月18日

内閣総理大臣が消費者契約法(平成12年法律第61号)第13条第3項の規定に基づく認定,同法第17条第6項の規定に基づく更新,同法第19条第6項の規定に基づく合併の認可又は同法第20条第6項の規定に基づく事業の譲渡の認可の申請を受け付けてから当該申請に対する処分をするまでに要する期間は,特段の事由が存在しない限り,60日から90日とする。